

美しい河南町基本条例（解説版）

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 地球環境の保全及び資源循環型社会の形成（第9条・第10条）

第2節 自然環境の保全及び緑化の推進（第11条・第12条）

第3節 生活環境の保全（第13条）

第3章 景観形成の推進（第14条）

第4章 その他の施策に関する事項（第15条―第19条）

附則

（前文）

私たちのふるさと河南町は、金剛・葛城の山並みと田園風景が広がる豊かな緑に恵まれ、水越川や梅川等の清らかな流れに育まれた、潤いと安らぎのある自然豊かなまちです。

しかしながら、近年の資源・エネルギーの大量消費及び廃棄物の大量発生を伴う社会経済活動や都市化の進展は、生活環境や生態系にまで変化をもたらし、環境への負荷を著しく増大させています。更に、私たちの共通の財産である原風景や里山が失われていくなど私たちを取り巻く環境や景観が大きく変化しつつあります。

先人が守り育ててきたこの緑豊かな美しい河南町を次世代に継承することは、今に生きる私たちの重要な責務であります。

ここに、河南町に関係するすべてのひとの協働により「美しい山々がそびえ 美しい川が流れ 美しい心が集うまち」を築くため、この条例を制定します。

【趣旨】

美しい河南町基本条例は、前文、第1章「総則」、第2章「環境の保全に関する基本的施策」、第3章「景観形成の推進」、第4章「その他の施策に

関する事項」及び附則の全 19 条で構成しています。

前文は、条例を制定する趣旨を明らかにしています。その内容は、本町の環境特性、環境問題の経緯、近年の環境問題に対する基本的な認識を定めて、条例が目指すべき方針を宣言するものです。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境保全及び景観形成について基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、環境保全及び景観形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来において、蜚等が生息できる美しい河南町の形成に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、条例の目的を明らかにしたものであり、前文と併せて、条例の指針となるものです。

この条例の目的は、「現在及び将来において、蜚等が生息できる美しい河南町の形成に寄与すること」であり、この目的を達成するために、

1. 環境保全及び景観形成について基本理念
 2. 町、町民及び事業者等の責務
 3. 環境保全及び景観形成に関する施策の基本となる事項
- を定め、以下の条文でこれらを定義しています。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2） 環境保全及び景観形成 良好な環境及び景観を維持し、回復し、及び創出することをいう。
- （3） 町民 町内に居住する者、町内に存する事務所又は事業所に勤務

する者及び町内に存する学校に在学する者をいう。

(4) 事業者等 町内において事業活動を行う企業、団体、学校及びNPO等をいう。

(5) 温室効果ガス 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類及び六ふっ化硫黄をいう。

【趣旨】

この基本条例の中で重要な概念を示している用語を定義しています。なお、第5号に掲げた用語及び内容は、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項の定義と同じです。

(基本理念)

第3条 本町における環境保全及び景観形成は、すべての町民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができるよう、良好な環境及び景観を確保し、これを次世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 本町における環境保全及び景観形成は、地球の資源が有限であり、自然の回復能力にも限りがあることを認識しつつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、自然と人とが共生し、かつ快適に暮らせることを目的として行われなければならない。

3 本町における環境保全及び景観形成は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に進められなければならない。

【趣旨】

基本理念とは、町、町民及び事業者等が環境保全及び景観形成を推進するにあたって前提となる基本的な認識と、施策及び行動の基本原則、並びに目標を規定しています。

(町の責務)

第4条 町は、基本理念に基づき、環境保全及び景観形成を図るための施策を策定し、及び実施する。

2 町は、環境保全及び景観形成に関する施策を実施するに当たっては、町民及び事業者等との連携及び協力体制の構築に努めなければならない。

【趣旨】

第3条で定める基本理念を実現するためには、町、町民及び事業者等というすべての主体による取組が不可欠となることから、本条から第7条において、それぞれの果たすべき役割を規定しています。

本条は、環境の保全及び景観形成に取り組む町の立場と役割についての考え方を明らかにするものです。

なお、具体的な政策・取り組み等は「美しい河南町環境条例」で定めています。

（町民の責務）

第5条 町民は、基本理念に基づき、日常生活において、環境への配慮に努めなければならない。

2 町民は、環境保全及び景観形成に自ら努めるとともに、町が実施する環境保全及び景観形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

町民は、第3条の基本理念を念頭において「環境の保全及び景観形成」の活動実践に努力するよう規定しています。このため、本条は、町民の責務として、まず日常生活において環境への配慮に努めるほか、町が実施する施策に協力するよう努めるべきことを明らかにするものです。

（事業者等の責務）

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、事業活動に伴って生ずる公害その他環境の汚染を防止するとともに、当該事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への影響を最小限に抑えるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者等は、環境保全及び景観形成に努めるとともに、町が実施する環境保全及び景観形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

事業者等は、第3条の基本理念を念頭において「環境の保全及び景観形成」について努力するように規定しています。本条では、事業者等の責務と

して、公害防止等の従来の各種の個別規制法等による取り組みに努めるほか、町が実施する施策に協力するよう努めるべきことを規定するものです。

（その他の者の責務）

第 7 条 町内への訪問その他の理由で町内に一時的に滞在し、又は町内を通過する者は、町が実施する環境保全及び景観形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、町民及び事業者等だけに限らず、町内への訪問その他の理由で町内に一時的に滞在し、又は町内を通過する者も町が実施する施策に協力するよう努めるべきことを規定するものです。

（施策の基本方針）

第 8 条 町長は、環境保全及び景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、次に掲げる事項を基本的な方針とする。

- （ 1 ） 地球環境の保全
- （ 2 ） 資源循環型社会の形成
- （ 3 ） 自然環境の保全
- （ 4 ） 緑化の推進
- （ 5 ） 生活環境の保全
- （ 6 ） 景観形成の推進

【趣旨】

本条は、第 3 条に規定する基本理念を受け、町が施策を講じる上で基本となる方針を規定しています。環境の保全及び景観形成に関する施策が多岐にわたることから、6 つの方針として示すことにより、基本理念を具体化するための各施策の方向性をより明確にしています。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 地球環境の保全及び資源循環型社会の形成

（環境負荷の低減）

第9条 町は、地球環境の保全を図るため、公共施設において資源及びエネルギーの有効利用等を図ることにより、環境への負荷が低減されるよう必要な措置を講じなければならない。

2 町民及び事業者等は、身近な環境を守ることが地球環境の保全に深く関わっていることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化などに、積極的に取り組まなければならない。

【趣旨】

本条では町と町民及び事業者等が環境負荷の低減に取り組むことを規定しています。町は、公共施設において省資源や省エネルギーを念頭に置いて、環境への負荷が低減されるよう推進しなければならないとしています。

また、町民及び事業者等は、日常生活及び事業活動が地球環境の保全と密接に関連していることを認識し、地球の温暖化の防止活動等に積極的に取り組まなければならないとしています。

（リサイクル等の推進）

第10条 町は、環境への負荷を軽減するため、町民及び事業者等による廃棄物の減量の促進、資源のリサイクル及びエネルギーの有効活用に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、循環型社会の構築に向け、町民及び事業者等が行う廃棄物の減量や資源のリサイクル等への取り組みに努めることを規定するものです。

第2節 自然環境の保全及び緑化の推進

（生物多様性の確保等）

第11条 町、町民及び事業者等は、自然環境の保全、回復並びに生物多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が保全されるために必要な

措置を講ずるよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、山から川に至るまで多様な生態系と豊かな自然環境を有する本町にとって、町、町民及び事業者等が多様な自然環境を保全するよう努めることを規定するものです。

（緑化の推進）

第 1 2 条 町、町民及び事業者等は、環境保全及び景観形成を図るため、緑化の推進に努めなければならない。

2 町は、町の木である「さくら」を美しいまちづくりの象徴として、触れ合う場の創出や、みんなで育てる意味の大切さを学ぶ機会の提供に努めなければならない。

【趣旨】

本条は町、町民及び事業者等は、自然環境の保全及び景観形成を図るため、緑化の推進に努めなければならないことを規定したものです。第 2 項では、町の木である「さくら」を美しいまちづくりの象徴として、町が町民及び事業者等に緑化の活動を促進することを明らかにしています。

第 3 節 生活環境の保全

（快適に過ごせる生活環境の向上）

第 1 3 条 町、町民及び事業者等は、何人もが快適に過ごすことのできる生活環境の向上に努めなければならない。

【趣旨】

本条では、町、町民及び事業者等が何人もが快適に過ごすことのできる生活環境の向上に努めなければならないことを規定しています。

第3章 景観形成の推進

（景観形成基本方針の策定）

第14条 町は、景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針（以下「景観形成基本方針」という。）を策定するものとする。

2 景観形成基本方針は、地域の特性を生かし、かつ、開発と保全の調和のとれた景観形成を図ることに特に配慮して定めるものとする

3 景観形成基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1） 景観形成の目標に関する事項

（2） 景観形成を推進するための施策の体系に関する事項

（3） 景観形成を推進する地域に関する事項

（4） 前3号に掲げるもののほか、景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項

【趣旨】

町には、歴史・文化的環境を背景に地域固有の景観が存在しています。本条は、こうした地域固有の特性を活かした良好な景観を形成するために、町が基本方針を策定することを明らかにしています。景観形成基本方針を策定するにあたって4つの事項を定めるものとしています。

第4章 その他の施策に関する事項

（情報の収集、調査研究及び監視等の実施）

第15条 町は、環境の状況を把握するとともに、公害の発生を未然に防止するため、情報の収集、調査研究、監視及び測定その他必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、現在の環境の状況を把握し、公害の発生を未然に防止するために、情報の収集、調査研究、監視及び測定その他必要な措置を講ずることを規定するものです。

（環境保全及び景観形成の啓発等に関する施策）

第16条 町は、環境保全及び景観形成に関する教育及び学習の振興並びに

広報活動の充実により、町民、事業者及びその他の者が環境保全及び景観形成に関する理解を深めるとともに、環境保全及び景観形成に関する活動を適切に行うことができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条では、町民、事業者及びその他のものが環境の保全及び景観形成に関する理解を深め、活動を行う意欲が高まるよう、環境教育や広報活動の充実を図る等、必要な措置を講ずることを規定しています。

（協働による推進）

第 1 7 条 町、町民及び事業者等は、共通の目的を達成するため、それぞれが主体的、自発的に連携し、協力するなど協働による推進に努めなければならない。

【趣旨】

本条では、町、町民及び事業者等の協働のもと、環境保全及び景観形成に取り組むことを規定しています。

（広域的連携）

第 1 8 条 町は、地球的な規模の環境保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体、その他関係団体と協力して行うよう努めるものとする。

【趣旨】

今日の環境問題は、地球環境問題をはじめとして広域的なものとなっています。このような本町だけでは解決できない問題については、国や大阪府、他の地方公共団体、その他関係団体と協力して取り組むこととしています。

（委任）

第 1 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

【趣旨】

必要となる事項について別に定めることを規定します。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(美しい河南町条例の廃止)

2 美しい河南町条例（平成 21 年河南町条例第 28 号）は廃止する。